

# 供託を利用される方にお知らせ

日本銀行代理店の廃止・集約に伴い、福井地方法務局武生支局において取り扱う供託物の納付先が、下記のとおり変更されます。

なお、供託する供託所(福井地方法務局武生支局)に変更はありません。

## 記

### 1 取扱店

変更前 日本銀行武生代理店（福井銀行武生支店）

変更後 【供託金、供託振替国債】の納付  
日本銀行福井代理店（福井銀行本店）  
（福井県福井市順化1丁目1番1号）

【供託有価証券】の納付  
日本銀行金沢支店  
（石川県金沢市~~香林坊2丁目3番28号~~）

広岡3丁目3番12号 ※令和5年11月6日移転

※供託金、振替国債と有価証券で取扱店が異なります。

### 2 変更日 令和4年8月1日（月）

- ✓ 取扱店変更日以降は、日本銀行武生代理店（福井銀行武生支店）において、供託に関する納付手続を行うことはできません。
- ✓ 金銭の供託は「**オンライン申請**」であれば、供託所（法務局）や日本銀行（取扱店）に行くことなく、自宅や職場から手続をすることができます。
- ✓ 供託金は「**Pay-easy（ペイジー）が利用できる金融機関のATM**」や「**インターネットバンキング**」で納付（電子納付）することができます。

オンライン申請は、「供託ねっと」をご覧ください。

「**供託ねっと**」

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/kyoutakunet/top.html>



供託金電子納付のご利用方法は、こちらをご覧ください。

「**電子納付**」

<https://www.moj.go.jp/content/000036231.pdf>



ご不明な点は、福井地方法務局供託課（TEL0776-22-4192）  
又は武生支局（TEL0778-22-9514）までお問い合わせください。

## よくあるご質問

### 1 供託金の納付について

Q 1 福井銀行武生支店では、供託金は納付できなくなるのですか。

A 令和4年8月1日（月）以降は、福井銀行本店営業部にある日本銀行福井代理店で供託金を納付することになります。

### 2 供託金等の受入れ関係

Q 2 福井市にある日本銀行福井代理店は遠方のため、供託金をこの付近（越前市）で納付することはできますか。

A 武生支局で直接現金を納付することはできません。ただし、①電子納付又は②振込方式による納付方法を選択することにより、銀行などの各金融機関から供託金を納付することができます。また、「オンライン申請」であれば、供託所（法務局）及び日本銀行代理店に行くことなく、自宅や職場から供託申請をすることができます。

①「電子納付」インターネットバンキング若しくはペイジーが利用できる金融機関のATMにより供託金を払い込む方法

②「振込方式」供託所所定の振込用紙（振込依頼書）を用いて各金融機関から供託官口座へ供託金を振り込む方法

Q 3 電子納付の方法を教えてください。

A ペイジーが利用できる金融機関のATMで納付できます。この場合の手数料は、原則無料となっています。

ただし、利用上限額がありますので、各金融機関に御確認ください。

なお、ペイジーが利用できる金融機関については、ペイジーのホームページ又は各金融機関で御確認ください。

Q 4 納入予定の供託金が、ATMの利用上限額（各金融機関におたずねください。）を超える場合は、どうすればよいですか。

A 供託所の振込用紙（振込依頼書）を用いて供託官口座へ振り込む方法（振込方式〔Q 2〕）、又は、福井銀行本店営業部にある日本銀行福井代理店へ直接納付する方法のいずれかの方法により納付していただくこととなります。

なお、振込方式の場合は、振込手数料がかかりますので、あらかじめ御了承願います。

Q 5 電子納付（窓口申請・オンライン申請）による供託金の納付について、何か変更はありますか。

A 変更はありません。

Q 6 オンライン申請の方法を教えてください。

A 供託の手続は法務局の窓口で供託申請をしていただくほか、インターネットで供託していただくことが可能です。

インターネットによるオンライン申請を行えば、わざわざ法務局に出向くことなく供託の手続が済みます。

インターネットによるオンライン申請の方法は、「供託かんたん申請」と「申請用総合ソフト」の2通りありますが、比較的簡単な、「供託かんたん申請」をお勧めします。「供託ねっと」で検索していただくと、利用案内などを御覧になることができます。

### 3 供託金等の払渡し関係

Q 7 福井銀行武生支店にある日本銀行武生代理店での小切手による払渡しは、いつまで可能ですか。

A 令和4年7月29日（金）までに交付された小切手は、同日の午後3時まで日本銀行武生代理店での払渡しが可能です。令和4年8月1日（月）以降は、福井銀行本店営業部にある日本銀行福井代理店で取り扱うこととなります。